

## マイクロチップ装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例（ワンストップサービス）の参加について

### 1. 趣旨・背景

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により令和4年6月1日から、犬猫等販売業者であるブリーダーやペットショップが取得した犬又は猫についてはマイクロチップ（以下「MC」という。）の装着及び指定登録機関（公益社団法人日本獣医師会）への情報登録が義務となり、犬猫等販売業者以外の者が所有している犬又は猫については努力義務となった。

また、MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、変更登録が義務化された。

これに伴い、狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例制度（ワンストップサービス化）が位置づけられ、指定登録機関へ情報登録した場合の手数料（300円、紙ベースの場合1,000円）が指定登録機関へ収納されることになった。

MCを装着した場合、鑑札の交付は不要となり登録事務も簡略化されることから、住民負担の軽減、住民サービスの向上に資すると判断し、本町もワンストップサービスに参加するものとする。参加に伴い手数料条例については所要の改正を行う。

### ワンストップサービスの制度概要

環境省の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録や変更登録をすることで、市町村への届出の代わりとみなされ市町村への届出が不要（指定登録機関から市町村へ登録データが伝送される）になり、またMCが鑑札の代わりとみなされるため鑑札を装着する必要がなくなる制度

### 2. ワンストップサービス参加時期

令和5年4月1日

### 3. 近隣市町の状況

令和5年4月参加予定（手数料は徴収しない）・・・・・・・・・・岸和田市、貝塚市  
令和5年4月参加予定（手数料は徴収する予定）・・・・・・・・・・田尻町  
令和5年10月参加予定（手数料は徴収しない）・・・・・・・・・・泉南市、泉佐野市  
未定・・・・・・・・・・阪南市、岬町

### 4. 今後のスケジュール

令和4年12月	議会提案審議（手数料条例一部改正）
令和5年1月～3月	広報期間（ホームページ・広報紙）
令和5年2月中	システム改修契約
令和5年3月中	システム改修